

白山市電子入札運用基準

(建設工事及び建設コンサルタント等業務)

1 電子入札

電子入札とは、コンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して参加申請から入札・落札者決定までの事務（以下「入札事務」という。）を行うものである。

電子入札の実施にあたっては、原則として紙による入札書等の提出は認めないものとする。

2 紙入札

2-1 紙入札による参加

発注者は、入札（見積を含む。以下同じ）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から、「紙入札方式承諾願」（様式1）が提出されたときは、やむを得ない事由と認められる場合に限り、従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）を認めるものとする。

＜やむを得ない事由の例示＞

- ① 商号及び名称、所在地、代表者の変更により、電子証明書（以下「ICカード」という。）の取得が間に合わない場合。
- ② ICカードの破損、盗難等による再発行手続き中の場合

※上記2例は、社会通念上妥当な手続き期間内に限る。

2-2 電子入札から紙入札への変更の基準

電子入札による手続きの開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合、第1回目の入札締切通知書発行までの間で、やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ全体の入札手続きに影響がないと認められる場合についてのみ、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

＜やむを得ない事由の例示＞

- ① 入札参加者側のシステム障害により締切に間に合わない場合
- ② ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可となった場合

2-3 紙入札への移行の取り扱い

前項の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速

やかに紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札にかかる作業を行わないよう指示するものとする。

ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

2－4 紙入札から電子入札への変更の基準

紙入札方式で入札処理を開始した後の電子入札への変更は認めないものとする。

3 案件登録

3－1 受付期間等の設定

開札予定日時、見積内訳書開封予定日時は、入札書受付締切予定日時以降、事務処理に要する時間を勘案し、時間設定をする。

その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

3－2 案件登録事項の変更

公告日以降において、登録した案件に錯誤があった場合等、登録内容を変更する必要が生じた場合は、速やかに案件の変更（修正）を行うとともに、入札参加者（指名業者）あてに通知するものとする。

4 関係書類の提出

4－1 関係書類の提出方法

参加申請書等に添付する添付資料及び関係書類（以下「関係書類」という。）は、原則として電子入札システムにおいて、電子ファイルにより提出させるものとする。

電子ファイルにより提出させる関係書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかを指定する。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

ファイル圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word 形式 (*. docx) での保存
2	Microsoft Excel	Excel 形式 (*.xlsx) での保存
3	その他アプリケーション	PDFファイル 画像ファイル (JPEG 形式及び GIF 形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

4－2 郵送又はメールによる提出方法

関係書類の容量が制限容量である 3 MB を超える場合には、特別に郵送又はメールによる提出を認めるものとする。

また、案件の特性等により、すべての電子入札による入札参加者に対して郵送又はメールでの提出を求めるものとする。

郵送又はメールでの提出を認める場合には、関係書類一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

なお、郵送又はメールによる提出を認める場合は、電子入札システムにより、下記の内容を記載した書面を、必ず電子入札システムにより入札書の添付書類として送信することを求めるものとする。

- ① 郵送又はメールする旨の表示
- ② 郵送又はメールする書類の目録
- ③ 郵送又はメールする書類のページ数
- ④ 発送年月日

郵送又はメールの締切（必着。以下同じ。）は、電子入札システムの締切日時と同一とする。

また、郵送にあっては、郵便書留等の配達の記録が残るものを利用するものとし、入札者の商号又は名称、発注担当部局・課名「参加申請書在中」等の記載、入札日及び入札案件名の記載を確認できるものを有効な書類として認めるものとし、その書類を受領した場合には、速やかに電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

4－3 ウィルス対策

発注機関の担当者は、提出された電子ファイルを直接操作せず、ウィルスチェックを行ってから操作するものとする。

入札参加者から提出された電子ファイルがウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、電子入札システム運用管理者に連絡するとともに、当

該入札参加者と関係書類の提出方法を協議するものとする。

5 見積内訳書の提出

5－1 見積内訳書の提出方法

見積内訳書は、入札金額の内訳を記載した書類であることとし、原則として電子入札システムにおいて、電子ファイルにより提出させるものとする。

電子ファイルにより提出させる見積内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

ファイル圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word 形式 (*. docx) での保存
2	Microsoft Excel	Excel 形式 (*.xlsx) での保存
3	その他アプリケーション	PDFファイル 画像ファイル (JPEG 形式及び GIF 形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

5－2 郵送又はメールによる提出

見積内訳書の容量が制限容量である 3MB を超える場合には、特別に郵送又はメールによる提出を認めるものとする。

郵送又はメールでの提出を認める場合には、見積内訳書一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

また、郵送又はメールによる提出を認める場合は、電子入札システムにより、下記の内容を記載した書面を、必ず電子入札システムにより入札書の添付書類として送信することを求めるものとする。

- ① 郵送又はメールする旨の表示
- ② 郵送又はメールする書類の目録
- ③ 郵送又はメールする書類のページ数
- ④ 発送年月日

郵送又はメールの締切（必着。以下同じ。）は、電子入札システムの締切日時と同一とする。

なお、郵送にあっては、郵便書留等の配達の記録が残るものを必ず利用させるもの

とし、この場合は、二重封筒とし、表封筒に見積内訳書在中の旨を朱書し、中封筒に見積内訳書を入れ、その表に入札者の商号又は名称、発注担当部局・課名等の記載、入札日及び入札案件名の記載を確認できるものを有効な書類として認めるものとする。

5－3 見積内訳書の事前審査

入札書提出締切処理後に見積内訳書の確認ができるものとする。

この場合は、見積内訳書の内容が見積内訳書を審査する担当者以外に漏洩しないよう、開札時間まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

5－4 ウィルス対策

発注機関の担当者は、提出された電子ファイルを直接操作せず、ウィルスチェックを行ってから操作するものとする。

入札参加者から提出された電子ファイルがウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、電子入札システム運用管理者に連絡するとともに、当該入札参加者と見積内訳書の提出方法を協議するものとする。

6 開札

6－1 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとし、一括開札処理で行うものとする。

ただし、紙入札業者がいる場合は、入札執行担当者の開札宣言後、紙入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録し、電子入札システムにおいて一括開札し落札者を決定するものとする。

6－2 開札が長引いた場合の対応

開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を行うものとする。

6－3 開札の延期

開札を延期する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

6－4 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者

入札提出締切予定時間になっても、入札書が電子入札システムのサーバーに未到達であり、かつ入札参加者から連絡がない場合は、棄権したものとみなすものとする。

6－5 開札の中止

開札を中止する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに、開札せず電子入札システムに結果登録するものとする。

6－6 入札書提出後の辞退

原則として、一度提出した入札書及び見積内訳書の撤回、訂正等は認めないものとする。

例外として、電子入札システムにより入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置出来なくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合は、開札までの間は参加資格喪失の届出を受け付けるものとし、無効として取り扱うものとする。

ただし、紙入札業者がいる場合の届出は、入札執行職員の開札宣言後は受け付けないものとする。

6－7 くじ

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合には、電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記載された入力くじ番号と入札書提出時刻から算出される確定くじ番号によりくじを実施し、落札者及び落札候補者を決定するものとする。

この場合、くじ番号を入力していない入札書は無効とする。ただし、紙入札業者の入札書にくじ番号が記載されていない場合は、当該入札者のくじ番号を「000」として取り扱うものとする。

7 入札情報サービス（PPI）

7－1 設計書等の閲覧

電子入札案件に係る入札公告・単抜設計図書等の閲覧・ダウンロードについては、入札情報サービス（PPI）にて行うものとする。

7－2 入札結果の公表

電子入札案件における入札結果の公表については、落札決定後に入札情報サービス（PPI）にて行うものとする。

8 入札参加者のＩＣカード

8－1 ＩＣカードの名義

電子入札を利用することができますのＩＣカードは、有資格者名簿に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者（以下「受任者」という。）の名義のＩＣカードに限るものとする。

8－2 経常建設共同企業体におけるＩＣカードの取り扱い

入札可能なＩＣカードは、経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）の代表会社の代表者（有資格者名簿に記載されている者）又は当該代表者から8－1の規定に基づき委任を受けた者のＩＣカードとする。

また、経常JVの応札にあたっては、構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札・見積に関する権限についての年間委任状又は個別案件についての委任状の提出を必ず求めるものとする。

指名競争入札等における経常JVの取り扱いについては、経常JVとして認識ができるよう、指名通知書等の作成の際に、経常JVの名称を入力するものとする。

8－3 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの取り扱い

入札可能なＩＣカードは、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の代表会社の代表者（有資格者名簿に記載されている者）又は当該代表者から8－1の規定に基づき委任された者のＩＣカードとする。

また、特定JVの応札にあたっては、特定JVの構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札・見積に関する権限についての個別案件についての委任状の提出を求めるものとする。

ただし、8－1の規定に基づく支店長等の受任者が特定JVを結成している場合には、特定JVの構成会社である受任者から代表会社である受任者に対する入札・見積に関する権限についての個別案件についての委任状の提出であっても、これを認めるものとする。

8－4 ＩＣカード不正使用等の取り扱い

入札参加者がＩＣカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締切前であれば、契約締結を行わないことができる。

また、契約締結後に不正使用が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

<不正に使用等した場合の例示>

- ① 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

9 システム障害等

9－1 システム障害

電子入札システムサーバー及びネットワークなどに障害が発生し、入開札が処理できないことが判明した場合は、その原因復旧見込み等を調査検討して、入開札の延期、紙入札への移行等の措置を講じるものとする。

この場合は、電子入札システム以外の方法（電話、FAX等）により、入札参加者（入札参加希望者を含む。以下同じ。）に必要な事項を連絡するものとする。

9－2 その他のシステム障害

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により一部又は全部の入札参加者が電子入札システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札の延期、紙入札への移行等の措置を講じるものとする。

この場合は、電子入札システム以外の方法（電話、FAX等）により、入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

様式1

紙入札方式承諾願

- 1 工事（業務）名
- 2 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

年　　月　　日

(宛先) 白山市長

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

印

上記について承諾します。

年　　月　　日

様

白山市長